

宇宙物体により生じた損害に関する国際責任

濱川 今日子

- ① 人類による宇宙活動の進展に伴い、1950年代以降、国連においても、宇宙空間における秩序確立の必要性が認識されるようになった。国連の宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）法律小委員会を中心に、この問題についての審議が行われ、これまで、宇宙条約及び4本の細目条約が採択されている。
- ② 本稿が考察の対象とする、宇宙物体により生じた第三者損害に関する責任制度は、宇宙条約第6条、第7条及び宇宙損害責任条約によって規律されている。宇宙条約第6条は、国家は自国の宇宙活動について国際的責任（international responsibility）を有すること、第7条は、宇宙物体の発射により他国に損害を与えた場合には、国際的に責任を有する（internationally liable）ことを定めている。また、宇宙損害責任条約では、「被害者本位」のスローガンの下、宇宙損害被害者への十分かつ衡平な賠償が迅速に行われるよう、実体面と手続き面双方から詳細な規定が作成された。
- ③ 宇宙物体による損害に関する責任制度の第一の特徴は、宇宙活動の責任が国家に集中していることにある。一般国際法上、国家は原則として、私人の行為に責任を負わない。しかし、宇宙物体により生じた損害については、宇宙活動の主体が政府機関であっても非政府機関であっても、国家が直接その責任を負う。
- ④ 第二の特徴は、責任原則にある。宇宙活動は高度な危険性を伴う活動であることから、打上げ国には、地表における損害については無過失責任が課せられる。一方、地表外における損害については、同等の危険を負って宇宙活動を行う国家間での事故であり、被害者側をことさら厚く保護する必要はないため、過失責任が適用される。
- ⑤ 第三の特徴として、外交的保護権行使の要件である、国籍継続の原則及び国内的救済の原則が緩和されていることが挙げられる。宇宙物体による損害については、被害者の国籍国に加え、一定の条件の下、損害の発生地国と被害者の永住国にも請求権が生じる。また、私人たる被害者が、予め加害国の国内法に基づく救済措置を尽くしていなくても、請求国は、加害国に対して賠償を請求することができる。
- ⑥ 宇宙損害責任条約は、宇宙条約で示された宇宙物体事故に対する責任を実体化した点で、大きな意義を有する条約である。しかし、当事国間の合意がなければ、請求委員会は損害賠償の要否とその金額について、拘束力を有する決定を行うことができない点や、そのような決定が下されても、その履行を強制する手段がない点などには問題が残っている。

宇宙物体により生じた損害に関する国際責任

濱 川 今日子

目 次

- はじめに
- I 宇宙関係諸条約の形成
- II 宇宙条約
 - 1 第6条
 - 2 第7条
- III 宇宙損害責任条約
 - 1 責任の主体
 - 2 損害の範囲
 - 3 責任原則
 - 4 賠償請求手続
 - 5 特別な援助
- IV 宇宙物体損害責任制度の特徴
 - 1 私人の行為に対する国家責任
 - 2 責任原則
 - 3 外交的保護
- おわりに

はじめに

史上初の人工衛星「スプートニク1号」の打上げから50年目となる2007年は、月探査衛星「かぐや」の打上げに成功した日本にとっても節目の年となった。近年、世界各国は宇宙活動を活発化させている。米国、ロシア、欧州、日本など従来宇宙活動を行っていた国々に加えて、中国、インド、韓国などが、相次いで月探査を計画・実施している⁽¹⁾。

宇宙活動の促進には、新たな資源の獲得などが期待される半面、ひとたび宇宙物体による事故が起これば、甚大な被害が発生する危険性もはらんでいる。実際、1978年には、小型原子炉を搭載した旧ソ連の人工衛星「コスモス954」がカナダ領域に落下し、放射性物質を撒き散らすという事故が発生した。最近も、有害物質を積載している可能性が指摘される米国の衛星が制御不能になり、地上に落下するおそれがあるとの報道があった⁽²⁾。これらの事例は、宇宙事故から生じる損害に対応する国際的な枠組みの重要性を感じさせる。

本稿は、宇宙物体によって第三者に損害が生じた場合の国際責任を定めた国際法について考察する。中心となるのは、「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約」（昭和42年条約第19号。以下「宇宙条約」という。）第6条及び第7条と、その細目条約たる「宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約」（昭和58年条約第6号。以下「宇宙損害責任条約」という。）である。前半は、これらの条約内容を条文ごとに検討し、後半では、一般国際

法上の国家責任制度と比較することにより、その特徴を明らかにしたい。

なお本稿は、宇宙活動から生じる損害に対する国家の責任を対象としており、国際機関の責任には触れていない。機会があれば、別稿を用意することにしたい。

I 宇宙関係諸条約の形成

1957年10月、当時のソ連は、史上初めて人工衛星「スプートニク1号」の打上げに成功した。続いて1958年1月、米国が人工衛星「エクスプローラー1号」の打上げを成功させた。1961年4月には、ソ連がユーリ・ガガーリン少佐を乗せた「ヴォストーク1号」を打上げ、初の有人宇宙飛行を実現させた。

このような人類による急速な宇宙開発の進展に対応して、国連は「スプートニク1号」打上げから1か月後に、宇宙を「専ら平和的目的」のために利用すべきであるとの内容の総会決議1148を採択した⁽³⁾。

続いて1958年12月には、宇宙空間の研究に対する援助、情報の交換、宇宙空間の平和利用のための実際的方法及び法律問題の検討を行い、これらの活動報告を国連総会に提出することを任務とする、宇宙空間平和利用委員会（Committee on the Peaceful Uses of Outer Space 以下 COPUOSとする。）が設置された⁽⁴⁾。COPUOSには、科学技術小委員会及び法律小委員会という2つの下部組織があり、前者は、科学技術面における国際協力に関する検討を行い、後者は、宇宙活動により生ずる法律問題に関する検討を行っている。後述する宇宙関係諸条約は、この法律小委員会での立法作業を通じて作成された

(1) 松浦晋也「新たなプレーヤーが続々参加 取り残される日本の宇宙探査」『週刊ダイヤモンド』96巻1号、2007.12.29・2008.1.5新年合併号、p.114; 木原啓二「“月面探査”ラッシュで宇宙開発競争が激化」『経済界』41巻20号、2006.10.17、pp.66-67。

(2) 「米スパイ衛星 落下の恐れ 米紙報道 有害物質を積載か」『朝日新聞』2008.1.28。

(3) UN Doc. A/RES/1148 (XII)

(4) UN Doc. A/RES/1348 (XIII). 同委員会は、1958年の設置段階ではad hocであったが、1959年に、国連総会決議1472によって国連の常設機関となった（UN Doc. A/RES/1472 (XIV)）。

ものである。

1966年、国連総会決議「宇宙空間の探査と利用における国家活動を律する法原則に関する宣言」⁽⁵⁾（以下「原則宣言」という。）の内容を基にして、宇宙条約が採択された。この条約は、宇宙活動に関する根本原則を定めていることから、宇宙憲章とも称される⁽⁶⁾。

その後、宇宙条約の内容を具体化するために、細目条約として次の条約・協定が順次採択された。

- ・「宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙空間

に打ち上げられた物体の返還に関する協定」（昭和58年条約第5号。以下「救助返還協定」という。）

- ・「宇宙損害責任条約」
 - ・「宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約」（昭和58年条約第7号。以下「宇宙物体登録条約」という。）
 - ・「月その他の天体における国家活動を律する協定」（日本は未批准。以下「月協定」という。）⁽⁷⁾
- コンセンサス方式（十分討議し、反対の意見が表明されなくなった状態で決定とする）で意思決

表1 宇宙関係諸条約の主な内容

宇宙条約
宇宙活動の基本原則を定めると同時に、宇宙軍縮条約としての側面を持つ <ul style="list-style-type: none"> ・宇宙活動自由の原則 ・宇宙空間領有禁止原則 ・宇宙平和利用原則—軍事的利用の禁止、査察制度 ・国家への責任集中原則 ・打上げ物体に対する登録国の所有権と管轄権 ・宇宙活動に関する国際協力
救助返還協定
<ul style="list-style-type: none"> ・宇宙船乗員の緊急着陸等に対する情報提供義務 ・事故等により自国に着陸した又は公海等に着水した乗員の援助提供義務 ・乗員の打上げ国への送還、宇宙物体の回収及び返還
宇宙損害責任条約
<ul style="list-style-type: none"> ・地表での損害又は飛行中の航空機に与えた損害について無過失責任を採用 ・損害賠償請求手続
宇宙物体登録条約
宇宙物体の登録・識別手続きを定める <ul style="list-style-type: none"> ・打上げ国の宇宙物体の国内登録 ・国連事務総長による登記簿の設置と締約国の情報提供義務
月協定
<ul style="list-style-type: none"> ・月の平和的利用 ・月における科学的研究の自由 ・月を人類共有の財産と位置づけ、所有権の主張を禁止するとともに資源開発を禁止 ・当事国相互の査察の自由

（出典）筆者作成。

(5) UN Doc. A/RES/1962 (XVIII). 邦訳として、外務省国際連合局政治課『国際連合総会の事業：第18回（上巻）』1964, pp.119-121. この決議は、宇宙活動に関する9つの原則を明らかにしており、このうち第5原則は、自国の宇宙活動に対する国家の国際的責任を、第8原則は宇宙物体の発射から生じた損害に対する国際的責任を、それぞれ定めている。

(6) UN Doc. A/4141, A2.

(7) 月協定を除く各条約には、宇宙活動を行う主要な国が加盟している。他方、月協定は月その他の天体及びそれらの資源を「人類共同の財産」と位置づけ、自由競争による資源の開発を禁じていることなどから、2008年2月1日現在、批准国はわずか12か国にとどまっている。

定を行うCOPUOSでは、加盟国の増加につれ、法規範の形成が困難となった。このため月協定の採択以降、COPUOSで条約作成はなされず、法的拘束力を有さない宣言及び法的原則4件が国連総会決議として採択されている⁽⁸⁾。

II 宇宙条約

宇宙条約において、宇宙活動に対する国家責任に関する規定は、第6条及び第7条に置かれている。

1 第6条

第6条は、条約当事国が、自国の宇宙活動について、それが政府機関又は非政府団体のいずれによって行われるかを問わず、国際的責任(international responsibility)を有し、自国の活動がこの条約の規定に従って行われることを確保する国際的責任を有すること、また非政府団体の活動には、条約の関係当事国の許可及び継続的監督を必要とすることを定めている⁽⁹⁾。

この条文は、宇宙活動に対する国家の責任原則を明らかにしている。それは、「政府機関又は非政府団体のいずれによって行われるかを問わず」との文言が示すように、私人が行う宇宙活動について国家が直接責任を負う点で、一般国際法の国家責任原則と異なる。一般国際法では、私人の行為は原則として国家に帰属しない。たとえ私人の違法行為により他国又は他国民に損害が生じたとしても、国家が当該行為について「相当の注意」義務を怠っていない限り、

国家責任は生じない(第IV章1節参照)。

第6条は、原則宣言の第5原則の文言を若干修正し、そのまま条文化したものである。原則宣言の審議中、旧ソ連をはじめとする当時の東側諸国が、宇宙活動は国家のみによって行われるべきとする一方、米国は私企業による宇宙活動を認めるよう主張し、両者は鋭く対立した。このため、いくつかの妥協案が提示され、私企業の宇宙活動を認める代わり、その責任を全て国家が負うこととなった。宣言に過ぎない第5原則の表現を、法的拘束力を有する宇宙条約でそのまま採用するのは、国際法上異例の国家責任を導入することになるため、かなり問題があると考えられた。しかし、議論が主として国際機関の権利能力の問題に向けられたため、この点について慎重な審議が行われることはなく、宇宙条約第6条として成立した⁽¹⁰⁾。

「自国の宇宙活動」は、自国領域内で自国又は自国民が行う活動に限られない。その国の許可及び継続的監督が法的に可能な活動、すなわち領域主権又は管轄権の及ぶ場所で行われる若しくはそれらの場所から行われる自国又は自国民の活動は、「自国の宇宙活動」といえる。例えばある国が南極や公海上の自国籍船舶上から衛星を打ち上げれば、領域外での活動であるにもかかわらず、当該国家の宇宙活動となる⁽¹¹⁾。さらに自国民が他国領域で他国の活動に参加する場合でも、計画への参加の程度によっては、「自国の活動」に該当する可能性がある⁽¹²⁾。

「国際的責任(international responsibility)」と

(8) ・1982年 直接放送衛星原則 (UN Doc. A/RES/37/92)

・1986年 リモート・センシング原則 (UN Doc. A/RES/41/65)

・1992年 原子力電源利用原則 (UN Doc. A/RES/47/68)

・1996年 スペース・ベネフィット宣言 (UN Doc. A/RES/51/122)

(9) ここでは触れていないが、第6条はさらに、国際機関の宇宙活動に対する責任についても言及している。

(10) 野口晏男「宇宙条約(2)」『外務省調査月報』8巻8号, 1967.8, pp.574-575.

(11) 南極地域に対する一切の領土権の主張は凍結されている(南極条約第4条)。公海はいかなる国の領有の対象にもならず(国連海洋法条約第89条)、公海上の船舶は旗国の排他的管轄権に服する(旗国主義。旗国とは、船舶の所属する国家、すなわち船籍国のことを指す)。

(12) 野口 前掲論文, pp.574-574.

は、国際法に従って負うべき全ての責任という意味であり、これには第7条の構成要件に該当する場合を除いて、賠償責任も含まれるとされる⁽¹³⁾。

「許可及び継続的監督」が具体的にどのような措置を指すのか、宇宙条約は何ら規定しておらず、この点は、各国の国内法令に委ねられている⁽¹⁴⁾。

2 第7条

第7条は、条約当事国が、①宇宙空間に物体を発射する場合、②宇宙空間に物体を発射させる場合⁽¹⁵⁾、③その領域から物体が発射される場合、④その施設から物体が発射される場合に、他の当事国又はその自然人若しくは法人に生じた損害について、国際的責任を有する (internationally liable) と定めている。

第7条は、自国の宇宙活動に加え、他国の宇宙活動についても、一定の場合に賠償責任を負うことを規定している。例えば、A国の領域又は施設からB国又はB国民が物体を発射する場合、B国はもちろん、A国もまた、その物体により生じた損害について賠償責任を負わなければならない。

「国際的責任 (international liability)」が実質的に、また手続的に何を意味するのか、宇宙条約では明確にされておらず、詳細は、後に成立した宇宙損害責任条約に規定されている。ただ、少なくとも、宇宙条約の審議段階において、“internationally” の文言を“absolutely” と解釈するよう求めたインドの提案が拒否された

経緯等からみて、宇宙条約が損害賠償について無過失責任原則を導入したとは言えないであろう⁽¹⁶⁾。

「損害」とは、人及び財産に対する物的損害を指すと解される⁽¹⁷⁾。例えば、衛星の電波が障害を受けた場合、ここでいう「損害」には該当しない。また、第7条の賠償の対象となるのは、物体の発射を原因とする損害に限定され、それ以外の宇宙活動、例えばA国の衛星の電波によりB国の衛星の機械に故障が生じる等の物理的損害が発生した場合には、B国は第6条によりその責任を追及することとなる。

III 宇宙損害責任条約

1964年、COPUOS法律小委員会は、宇宙損害責任条約の審議を開始した。審議は、「被害者本位 (victim-oriented)」をスローガンとし、宇宙損害被害者への十分かつ衡平な賠償が迅速に行われるよう、実体面と手続き面双方から詳細な規定が作成された⁽¹⁸⁾。前文及び28条文から成るこの条約は、1971年11月29日に国連総会決議で採択された後、1972年3月29日、署名のために開放され、同年9月1日に発効した。現在の批准国は87か国である⁽¹⁹⁾。

1 責任の主体

宇宙物体によって引き起こされた損害について責任を負うのは、「打上げ国」である。「打上げ国」とは、①打上げを行う国、②打上げを行わせる国、③その領域から物体が打ち上げられ

(13) この点、異論がないわけではない。池田文雄『宇宙法論』成文堂, 1971, p.194.

(14) 同上, p.199.

(15) 「物体を発射させる」とは何か、審議では明らかにされていないが、打上げにかかる経費の負担や宇宙物体の提供により、自国の私人や他国に打上げを行わせることが例示されている。同上, p.223.

(16) Bin Cheng, “Convention on International Liability for Damage Caused by Space Objects,” *Manual on Space Law Volume I*, N.Y.: Oceana Publications, 1979, p.238.

(17) 野口 前掲論文, p.581.

(18) 中村恵「宇宙法の体系」『陸・空・宇宙』（日本と国際法の100年 第2巻）三省堂, 2001, p.201.

(19) United Nations Office for Outer Space Affairs HP, “Status of International Agreements relating to Activities in Outer Space” <<http://www.unoosa.org/oosatdb/showTreatySignatures.do>> (last access 2008.2.1)

る国、又は④その施設から物体が打ち上げられる国、であり（第1条(c)）、宇宙条約第7条と同様の規定が置かれている。なお、「打上げ」には、成功しなかった打上げも含まれる（第1条(b)）。

宇宙物体の打上げは、複数の国家により共同で実施されることもある。そのような場合、これらの国は、引き起こされるいかなる損害についても連帯して責任を負う（第5条1項）。また、宇宙物体がその領域又は施設から打ち上げられる国は、共同打上げの参加国とみなされる（第5条3項）。

ところで、共同で打ち上げられた物体が損害を引き起こした場合、上記4種類の打上げ国の間で、責任の程度にヒエラルキーはあるのだろうか。宇宙損害責任条約の審議では、その領域又は施設から打ち上げられる国が、打上げを行う又は行わせる国と同等の責任を負担するのは、公平でないとの主張もみられた⁽²⁰⁾。しかし、成立した条約にこのような考え方は反映されず、共同打上げの参加国の間で責任の程度にヒエラルキーの存在は認められていない⁽²¹⁾。ただし、共同打上げの参加国間で、連帯して責任を負う金銭上の債務の分担について、取極めを締結することは可能である（第5条2項）。もっとも、この取極めは、共同打上げ参加国間のみで有効であって、損害を被った国が、連帯して責任を負ういずれかの打上げ国又は全ての打上げ国に対して、賠償の全額を請求する権利を害するものではない（同）。

2 損害の範囲

「損害」とは、人の死亡若しくは身体の傷害その他の健康の傷害又は、国、自然人、法人若しくは国際的な政府間機関の財産の滅失若しくは損傷をいう（第1条(a)）。

(1) 精神的損害

「損害」には、人の死亡、身体の障害のような有形損害のみならず、精神的傷害も含まれるとされる。その根拠として、世界保健機関憲章（昭和26年条約第1号）前文に掲げられる健康の定義がしばしば引用される⁽²²⁾。すなわち「健康とは、完全な肉体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない」。

しかし、国家によっては、精神的損害に対する賠償を国内法上認めておらず、条約審議の段階では精神的損害を賠償の対象とすることについては、旧ソ連などから強い反対があった⁽²³⁾。

さらに、具体的にいかなる損傷が精神的損害を構成するかについても、各国の見解は多様であった⁽²⁴⁾。しかし、この問題については、条約審議ではあまり多く論じられず、成立した条文にも明示されていない⁽²⁵⁾。この点、損害と精神的損害との間に因果関係があることが立証されれば、賠償責任の原則は適用されるべきであると解されている⁽²⁶⁾。

(2) 間接損害及び後発損害

宇宙物体の打上げ、飛行、再突入等の活動を直接の原因として発生した「直接損害」が、賠

⁽²⁰⁾ UN Doc. A/AC.105/C.2/SR.91, p.12.

⁽²¹⁾ 龍澤邦彦『宇宙法システム：宇宙開発のための法制度』丸善プラネット、2000、p.241.

⁽²²⁾ S. Gorove, *Studies in Space Law: its Challenges and Prospects*. Leyden: A. W. Sijthoff, 1977, p.125.

⁽²³⁾ UN Doc. A/AC.105/C.2/SR/100, pp.137-138.

⁽²⁴⁾ Carl Q. Christol, *The Modern International Law of Outer Space*. New York: Pergamon Press, 1982, pp.97-98.

⁽²⁵⁾ W. F. Foster, "The Convention on International Liability for Damage Caused by Space Objects," *The Canadian Yearbook of International Law*. 10 (1972), pp.172-173.

⁽²⁶⁾ E.R.C.vanボガート（栗林忠男監訳）『国際宇宙法』信山社、1993、pp.201-202.

償の対象となることは間違いない。しかし、「間接損害」及び事故の発生から長時間の経過後に顕在化する「後発損害⁽²⁷⁾」を賠償の対象とすべきか否かについては議論となった⁽²⁸⁾。

日本政府代表は、「国際仲裁裁判における最近の傾向は、間接損害と後発的損害の概念を用いることなく、適当な因果関係の基準に基づく問題を手掛けるに至っており、宇宙活動と適切な因果関係を有する全ての損害には宇宙損害責任条約が適用されなければならない。…損害の定義に、間接損害や後発的損害等の語句を含めるかどうかに関する終わりなき議論を避けるために、それら2つの語句を、損害の定義の文脈においてではなく、英米法において『近因性の存在 (existence of proximity)』と呼ばれる適切な因果関係の概念を導入する事によって、損害の生じ方の文脈において議論すべきである」と述べた⁽²⁹⁾。日本のこのような見解は、各国の賛成を得、結局「損害」の定義に「間接損害」及び「後発的損害」の文言は挿入されなかった。以上のことから、行為と損害との間に明瞭で適切かつ十分な因果関係がある場合には、損害の名称如何にかかわらず、賠償が認められると考えられている⁽³⁰⁾。

(3) 原子力損害

条約の審議で、最も見解が対立し、最後まで妥協が成立しなかったのは、原子力損害の問題であった⁽³¹⁾。旧ソ連及び東欧諸国は、原子力損害の特殊性から、別個の条約又は原子力損害賠償責任に関する既存の条約で処理すべきであると主張した。しかし、他の諸国は、原子力損

害の民事責任に関する条約（1977年発効。日本は未批准。）は宇宙活動による損害に適用されないと考え、このような重大な問題を宇宙損害責任条約の枠外に置くことに反対した⁽³²⁾。最終的には、旧ソ連が宇宙損害責任条約の対象を原子力損害まで拡大することを認めると宣言し⁽³³⁾、明文化されてはいないものの、原子力損害も宇宙損害責任条約に基づき賠償されることとなった。

(4) 打上げ国の国民等の損害

宇宙物体により損害を被ったのが、打上げ国の国民、又は宇宙物体の運行に参画している外国人若しくは打上げ国の招請により打上げ予定地域や回収予定地域に隣接する地域に滞在する外国人であった場合、この条約は適用されない（第7条）。

国家とその国民との関係は、当該国内法により規律されるため、打上げ国の国民が被った損害についても、打上げ国の国内法により処理される。また、宇宙活動に参画する外国人は、打上げ国の監督・管理下にあるので、当該外国人と打上げ国との間に、損害が起きた場合のために特別な契約が締結されていない限り、打上げ国の国内法が適用されることとなる⁽³⁴⁾。

3 責任原則

(1) 無過失責任と過失責任

打上げ国は、自国の宇宙物体が、地表において引き起こした損害又は飛行中の航空機に与えた損害の賠償につき、無過失責任を負う（第2条）。

(27) 一例として、核物質の放射能被害が挙げられよう。

(28) 龍澤 前掲書, pp.246-248.

(29) UN Doc. A/AC.105/C.2/L.61, pp.1-2.

(30) 龍澤 前掲書, pp.251-252.

(31) 関口雅夫「宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約」『法学論集』駒澤大学, 23号, 1981.3, p.53.

(32) Cheng, *op. cit.*, p.115.

(33) UN Doc. A/AC.105/C.2/SR.106, p.6.

(34) ボガート 前掲書, pp.193-194.

また、損害が、他の打上げ国の宇宙物体又はその宇宙物体内の人若しくは財産に対して、地表以外の場所において引き起こされた場合、打上げ国は、過失責任を負う（第3条）。

(2) 第三者損害

地表以外の場所において、打上げ国の宇宙物体により、他の打上げ国の宇宙物体又はその宇宙物体内の人若しくは財産に対して損害が生じ、その結果、さらに第三国又はその自然人若しくは法人に損害が生じた場合、二つの打上げ国は、第三国に対して連帯して責任を負う（第4条1項）。

その損害が、第三国に対して、地表において又は飛行中の航空機について引き起こされた場合は無過失責任を負う（同項(a)）。損害が、地表以外の場所で第三国の宇宙物体又はその宇宙物体内の人若しくは財産に対して引き起こされた場合は、二つの打上げ国のうちいずれかに過失があるときに限り責任を負う（同項(b)）。

連帯して責任を負う二つの打上げ国は、それぞれの過失の程度に応じて賠償についての責任を分担する。過失の程度を確定できなければ、賠償責任を等分する。ただし、この規定により、連帯して責任を負ういずれか又は全ての打上げ国に対し、第三国が賠償の全額を請求する権利が害されることはない（第4条2項）。

(3) 無過失責任の免除

損害が請求国又は請求国が代表する自然人若しくは法人の重大な過失又は作為・不作為（損害を引き起こすことを意図したものに限る）により引き起こされたことを、打上げ国が証明した場合、その限度において、無過失責任が免除される（第6条1項）。打上げ国の国際法に適合しない活動により生じた損害については、いかなる免責も認められない（第6条2項）。

以上のように、宇宙損害責任条約は、宇宙物

体により引き起こされる損害について、地表以外での損害には過失責任を採用する一方、地表での損害については、打上げ国が無過失責任を負うべきことを明確に規定している。また宇宙損害責任条約では、他の損害責任条約に比べ、打上げ国が負う無過失責任の免責事由が限定されている。これらの特徴については、第IV章第2節において、一般国際法や他の損害責任条約と比較しつつ再考することにした。

4 賠償請求手続

(1) 当事者間の賠償請求手続き

(i) 請求主体

宇宙損害責任条約は、賠償請求を提起することができる3種類の国を挙げている。まず、損害を被った国又は自国の自然人若しくは法人が損害を被った国は、当該損害の賠償につき、打上げ国に対し請求を行うことができる（第8条1項）。前記の国籍国が請求を行わない場合には、その領域において自然人又は法人が損害を被った国が請求を行うことができる（同2項）。いずれの国も請求を行わない場合又は請求を行う意思を通告しない場合には、自国に永住する者が損害を受けた国が、当該損害につき、請求を行うことができる（同3項）。

(ii) 請求経路

賠償請求は、外交上の経路を通じて打上げ国に対して行われる。請求国と当該打上げ国との間に外交関係がない場合には、二通りの請求方法がある。一つは、当該請求を打上げ国に提出すること又は他の方法により、宇宙損害責任条約に基づく自国の利益を代表することを他の国に要請する方法である。もう一つは、請求国及び打上げ国の双方が国連加盟国である場合に、国際連合事務総長を通じて自国の請求を提出する方法である（第9条）。第三国を通じた請求と国連事務総長を通じた請求とは等置されており、いずれか一方を選択できる⁽³⁵⁾。

(35) 龍澤 前掲書, pp.253-254.

賠償請求は、損害発生の日又は損害について責任を有する国を確認した日から、1年以内に打上げ国に対して行うことができる（第10条1項）。損害の発生を知らなかった国又は損害に責任を有する打上げ国を確認することができなかった国は、その事実を知った日の後1年以内に限り、請求を行うことができる。ただし、請求を行うことができる期間は、いかなる場合にも、相当な注意を払うことによりその事実を知ることができたと認められる日の後1年を超えてはならない（同2項）。1項及び2項の規定は、損害の全体が判明しない場合にも適用されるが、期間満了後も損害の全体が判明した後1年を経過するまでの間は、請求を修正し追加書類を提出することができる（同3項）。第10条2項及び3項の規定は、原子炉衛星落下事故による損害などに適用されることになるであろう⁽³⁶⁾。

(iii) 国内的救済

一般国際法上、自国民が外国において身体や財産を侵害され、損害を被った場合、国籍国が加害国に対して救済を請求するには、予め当該国民が加害国において利用することのできる国内的救済措置を尽くしていなければならない。他方、宇宙損害責任条約に基づく賠償請求の場合、請求国が打上げ国の裁判所、行政裁判所又は行政機関において、国内的な救済措置を尽くすことは必要とされていない。（第11条1項）。これは、宇宙活動の被害者に対する十分かつ衡平な手段による迅速な賠償という目的に沿ったものである⁽³⁷⁾。

無論この規定は、打上げ国（加害国）の国内法に基づく賠償請求を禁止する規定ではなく、被害者が望めば、打上げ国の国内法に基づいて賠償請求を行うことができる。ただし、当該請求が打上げ国の裁判所、行政裁判所若しくは行

政機関において、又は関係当事国を拘束する他の国際取極めに基づいて行われている間は、いずれの国も、当該損害につき、宇宙損害責任条約に基づいて請求を行うことはできない（同2項）。

(2) 賠償額の決定

宇宙損害責任条約に基づき支払われるべき賠償額は、当該損害が生じなかったとしたならば存在したであろう状態に回復させる補償が行われるよう、国際法並びに正義及び衡平の原則に従って決定される（第12条）。

(i) 原状回復の原則

この条文は、賠償額が、一般国際法上の原状回復の原則に従って決定されるべきことを定めている。これは、1928年ホルジョウ工場事件常設国際司法裁判所判決において示された原則である。すなわち、「不法行為の概念に含まれる基本的原則—国際的慣行によって、特に仲裁裁判判例によって確立されたと考えられるところの原則—によれば、賠償はできる限り、不法行為の一切の結果を拭い去り、もし不法行為がなかったとしたならば、存在したであろう状態を回復するものである。原状回復、それが不可能な場合には、その価格に相当する全額の支払い、並びに、それによって償われない損害の賠償、それが国際法に違反する行為に対する賠償の全額を決定するための原則である⁽³⁸⁾」。

(ii) 適用法

いずれの国内法、国際法又は法原則に基づき賠償額を算定すべきかについて、条約審議中、①被害者の本国内法、②加害国の国内法、③損害発生地の内国法、④国際法、又は正義及び衡平の原則、という4つの提案が出された。

①は、同一の損害に対し、被害者の国籍により救済の程度が異なることになり公平でない、

⁽³⁶⁾ 中村恵「宇宙物体落下事故と第三者損害賠償責任制度」『日本法学』65巻4号, 2000.3, p.627.

⁽³⁷⁾ Foster, *op. cit.*, pp.176-177.

⁽³⁸⁾ *Publications of the Permanent Court of International Justice. Series A.17*, pp.47-48. 邦訳として、横田喜三郎『国際法判例1』有斐閣, 昭和8(1933), pp.135-136.

②は、加害国が、自らの責任を限定する立法を行ったり、国際法の一般原則の適用を排除したりして、被害者に不利になるおそれがある、との反対意見が表明された。また、③については、旧ソ連及び東欧諸国が、各国の法システムの相違から、自国イデオロギーの立場から認められないものまで補償することを極度に嫌ったため⁽³⁹⁾、合意を得られなかった。最終的には、国際法並びに正義及び問題の特殊性を考慮して衡平の原則に従って決定されることとなった⁽⁴⁰⁾。

国際法、正義及び衡平の原則を用いることの利点は、賠償額の算定において統一性が確保されるであろう点にある。つまり、宇宙物体事故によって損害を被った全ての者が、その国籍、事故の発生地及び打上げ国の如何を問わず、賠償に適用される同一の規則に服することになる⁽⁴¹⁾。また、第12条に正義と衡平の原則が導入されたのは、賠償額決定の基準に柔軟性を持たせるためでもあり、賠償の関係当事国は、その合意する国内法が含む原則を正義と衡平の名の下に適用できるとされる⁽⁴²⁾。

(iii) 賠償の限度

航空機・原子力などの第三者損害に関する賠償責任条約は、無過失責任や免責事由の限定など、運用管理者に厳しい責任を課する一方、産業保護の観点から賠償額に限度を設定し、これに金銭上の保障を付するよう義務付けている(有限責任)⁽⁴³⁾。宇宙損害責任条約の審議においても、損害賠償に限度額を設定する提案がなされた⁽⁴⁴⁾。しかし、宇宙物体事故の場合、限度額を高く設定しても、将来発生する損害の規模

との関係で、十分な補償を確保できるとは限らないこと、国家の責任で行われる宇宙研究・開発を援助し保護するということが、有限責任の理由として用いるには説得力が薄いこと、保険・補償・国際基金の制度では限度額をカバーできないこと、を理由に、その案は採用されなかった。その結果、宇宙物体による損害については、建前としては、完全賠償(無限責任)となる⁽⁴⁵⁾。

(3) 請求委員会

請求国が打上げ国に請求文書を送付した旨を通報した日から1年以内に、外交交渉による解決が得られない場合には、いずれか一方の当事国の要請により、請求委員会が設置される(第14条)。

請求委員会は、3人の委員で構成される。1人は請求国により、また1人は打上げ国により任命される。議長となる3人目の委員は、双方の当事国により共同で選定される。各当事国は、同委員会の設置の要請の日から2か月以内に委員の任命を行う(第15条1項)。請求委員会設置の要請の日から、4か月以内に議長の選定について合意に達しない場合は、いずれの当事国も、国連事務総長に対し、2か月以内に議長を任命するよう要請できる(同2項)。

いずれか一方の当事国が期間内に委員を任命しない場合、議長は、他方の当事国の要請により、議長単独の委員会を組織する(第16条1項)。請求委員会に生ずる空席は、最初の委員任命と同様の手続きにより補充される(同2項)。

⁽³⁹⁾ いくつかの社会主義法では、非有形損害に対する賠償を容認しておらず、ソビエトブロックの諸国は、そのような精神的又は非有形損害に対し賠償金を払うことに不賛成であった。Cheng, *op. cit.*, pp.332-334.

⁽⁴⁰⁾ 中村「宇宙物体落下事故と第三者損害賠償責任制度」pp.629-631.

⁽⁴¹⁾ Foster, *op. cit.*, p.172.

⁽⁴²⁾ 龍澤 前掲書, pp.257-258.

⁽⁴³⁾ 例えば、航空機事故による第三者損害の場合、「外国航空機が地上の第三者に生ぜしめた損害に関する条約(1952年ローマ条約)」第11条、及びその改正議定書である1978年モンテリオール議定書は、航空機の重量を責任額の基準として、一事故あたりの責任総額を定めている。

⁽⁴⁴⁾ 例えば米国案。UN Doc. A/AC.105/C.2/SR.106, p.52.

⁽⁴⁵⁾ 山本草二「宇宙開発」『未来社会と法：現代法の諸問題4』(現代法大全集 54) 筑摩書房, 1976, pp.85-86.

複数の請求国又は複数の打上げ国が請求委員会の当事国となる場合でも、それを理由に委員の数を増加させることはできず、それぞれが共同で1人の委員を任命する。

請求委員会は、第12条の規定に従って活動する(第19条1項)。

請求委員会は、その手続き規則を定め、会合の裁判所その他の全ての事務的な事項を決定する(第16条3、4項)。委員会が議長1人により組織される場合を除き、委員会の決定及び裁定は過半数による議決で行う(同5項)。

請求委員会は、損害の賠償についての請求の当否を決定し、賠償を行うべきであると認めた場合には、その額を決定する(第18条)。

請求委員会はできるだけ速やかに、いかなる場合も委員会設置の日から1年以内に決定又は裁定を行う。ただし、委員会が必要と認めれば、その期間を延長することができる(19条3項)。委員会の決定又は裁定は公表され、委員会がその認証謄本を各当事国及び国連事務総長に送付する(同4項)。

請求委員会の決定は、当事国が合意している場合には、最終的かつ拘束力を有する。他方、そのような合意がなければ、同委員会は、最終的で勧告的な裁定を示すものとし、当事国は裁定を誠実に検討する。委員会は決定又は裁定につきその理由を述べる(19条2項)。

宇宙損害責任条約の審議において、請求委員会における手続きの結果に強制力を持たせるか否かについては、見解が別れていた。西側諸国が一般的に拘束力を持たせようとしたのに対し、当時の東側諸国は、当事者が合意する場合のみ拘束力を持たせようとした。結局、両者の妥協により、上述の規定となった⁽⁴⁶⁾。

請求委員会にかかる費用は、同委員会が別段の決定を行わない限り、当事国が均等に分担する(第20条)。

5 特別な援助

宇宙物体による損害が人命に対して大規模な危険をもたらすもの、又は住民の生活環境若しくは中枢部の機能を著しく害するものである場合、損害を被った国が要請するときは、締約国、特に打上げ国は、損害を被った国に対して、適切かつ迅速な援助を与えることの可能性の有無を検討する。もっともこの規定は、この条約に基づく締約国の権利又は義務に影響を及ぼすものではない(第21条)。

この条文は、モロッコの提案⁽⁴⁷⁾により導入された。しかし、締約国、特に打上げ国に課されているのは、援助の可能性を検討する義務のみであり、このような条項の効果は疑わしい⁽⁴⁸⁾。

IV 宇宙物体損害責任制度の特徴

宇宙条約は、国家への責任集中という従来の国際法とは異なる国家責任の制度を導入し、さらに、宇宙損害責任制条約では、「被害者本位」のスローガンの下、宇宙物体による損害の救済により有利となるような実質的・手続的規定が多く置かれた。

この条約は、次のような点で注目されよう。第一に、一般国際法上、国家はまったくの私人の行為に対して責任を負わないが、宇宙活動の場合は、私人の活動についても国家に直接的な責任が課せられている。第二に、宇宙損害責任条約では、無過失責任原則と過失責任原則との二元的な構造がとられている。第三に、宇宙物体により生じた損害についての賠償請求においては、外交的保護権行使の要件である国籍継続の原則及び国内的救済の原則の緩和といった特徴が見られる。

本章では、以上のような宇宙物体により生じ

(46) 中村「宇宙物体落下事故と第三者損害賠償責任制度」pp.632-633.

(47) UN Doc. A/AC.105/C.2/SR.123.

(48) 龍澤 前掲書, p.259.

た損害に関する国際責任制度の特徴を、一般国際法の原則と対比することにより明らかにした。

1 私人の行為に対する国家責任

(1) 一般国際法上の理論

ある行為が国際法に違反し、かつ当該行為が国家に帰属すると、国家責任が発生する。

ある行為が国家に帰属するか否かは、それが「国家の行為」にあたるかどうかにより決定される。国家の行為といっても、それは当然、個人の行為を通じてはじめて実現するので、実際には、国家機関の地位にある個人が、その権限内でなした作為又は不作為が国家に帰属するということになる⁽⁴⁹⁾。

国家機関には、行政機関はもちろんのこと、立法、司法の両機関も含まれる。機関内部における地位の上下にかかわらず、また、機関の行為が対内的であっても対外的なものであっても、国家機関の行為であればやはり、国家の行為といえる。国家を構成する州や地方公共団体も、国家の統治権の一部を行使する権限を与えられ、その資格で行動する場合、それは国家の行為とされる。

しばしば問題となるのは、国家機関が自己の権限外でなした行為の国家への帰属である。この点、客観的にその行為が当然権限の範囲内にあるとみられる形でなされた場合には、国家は責任を負う。外部からは、その行為が実際問題として、権限内のものなのか権限外のものなのか、明確に確認できないのが普通だからである⁽⁵⁰⁾。

他方、国家機関に属していない、または国家

権力を行使する権限を与えられていない私人の行為は、原則として国家に帰属せず、その違法行為が他国の国際法益を侵害しても、直接に国家責任は発生しない。私人の行為について国家の責任が問われるのは、その領域で、「相当な注意」をもって、外国の権利・利益や外国人の身体・財産を傷つけるような私人の行為を防止しなかった場合、及び事後に加害者の逮捕、起訴、処罰を怠った場合である。国家は、自国の領域で排他的な管轄権を有する一方、外国の領域で、自国民の権利を保護するために権力を行使することは許されない。したがって、国家は自国領域内にいる私人によって外国又は外国人の権利が侵害されることを防止する注意義務を負い、私人による侵害行為が発生した場合には、事後に適切な救済措置を被害者たる外国人に与える義務を負うのである⁽⁵¹⁾。この場合、国家の責任は、私人の違法行為から直接発生するのではなく、国家機関がそれを防止又は救済すべき義務の違反から発生する⁽⁵²⁾。

要求される注意の程度には、国際標準主義と国内標準主義という二つの立場がある⁽⁵³⁾。前者によれば、国家が外国人に与えるべき保護は、一定の国際的な基準を満たすものでなければならない。他方、後者によれば、国家は自国民に与えるのと同程度の保護を外国人に与えれば足りるという。

「テヘランにおけるアメリカの外交職員及び領事職員に関する事件」(米国対イラン、1980年国際司法裁判所判決)⁽⁵⁴⁾は、私人の行為に対する国家責任が認定されたケースである。1979年、在テヘラン米国大使館が数百名の武装集団に占拠され、大使館員らが人質となり、米国の財産

(49) 国際法学会編『国際関係法辞典(第2版)』三省堂、2005、p.385。

(50) 田畑茂二郎『国際法新講(下)』東信堂、1991、pp.10-18。

(51) 同上、p.20。

(52) 杉原 前掲書、p.348。

(53) 同上、p.351。

(54) *International Court of Justice Reports of Judgment, Advisory Opinions and Orders 1980*, pp.3-46. 邦訳として、波多野里望ほか編『国際司法裁判所：判決と意見 第2巻』国際書院、1996、pp.152-159。

に損害が与えられたこの事件では、自国領域内で米国機関を適切に保護すべき自己の義務の存在を、イラン政府が十分承知し、その履行手段を有していたにもかかわらず、その義務を全く履行しなかったことから、当該私人の行為について、イランの国家責任が発生した。

(2) 宇宙活動に関する責任制度の特色

これに対し、宇宙空間における自国の活動の場合は、条約当事国が「それが政府機関によって行われるか非政府団体によって行われるかを問わず」責任を有し（宇宙条約第6条）、他の当事国又はその自然人若しくは法人に与える損害について国際的責任を有する（宇宙条約第7条）。つまり、打上げ活動を管轄する国は、たとえ宇宙活動の主体が私企業その他の非政府団体であっても、当該活動について直接の責任を負わなければならない⁽⁵⁵⁾。いわゆる「国家への責任集中の原則」である。

これが、米ソの激しい対立の妥協の結果として成立した条文であることは、先に述べた。しかし、その他にも、宇宙活動の責任を国家に集中させるのには次のような理由がある。

一つは、領域管理責任の考え方に由来する。宇宙活動は、国家が故意・過失なく可能な予防措置を尽くしたとしても、なお他国の領域を侵犯し、その国又は国民の法益を害するおそれがある。そのような損害発生の危険が予想される事業活動のために、自国の領域の使用を許可したことについて、国家は責任を問われねばならない⁽⁵⁶⁾。

もう一つは、宇宙開発活動が、「高度の危険性を伴う活動（ultra-hazardous activities：その蓋然性が低いとはいえ、いったん事故や災害が起きれば、甚大な損害がもたらされる活動）」であるため、活動に伴う責任については、たとえ私企業が参入する場合であっても、全て国家の活動と擬制し、打上げ国に責任を負わせるのが妥当といえる⁽⁵⁷⁾。

2 責任原則

(1) 一般国際法上の理論

国家責任の発生に、国際義務違反の作為不作為、及び当該行為の国家への帰属という客観的要件に加え、国家の故意又は過失という主観的要件が必要かどうかについて、20世紀の初頭以来、見解が対立してきた⁽⁵⁸⁾。

伝統的には、国家の故意・過失を必要とする「過失責任主義」が採られてきた。グロティウス（Grotius）は、「過失のないものは本質上なものにも拘束されない」というローマ法の原則に基づき、「国家もまた自己の過失なくして、他人の行為に責任を負わない」と説いた。しかし、20世紀に入ると、アンツィロッティ（Anzilotti）をはじめとして、国家の過失の有無を問題とせず、国際違法行為の国家への帰属という客観的な要件のみで国家責任の成立を認める「客観責任主義」の考え方が現れるようになった⁽⁵⁹⁾。

学説・実行上も、国際判例においても、どちらか一方のみが慣習法化しているとはいえない⁽⁶⁰⁾。しかし、最近の傾向として、故意・過失という主観的要素は、国際義務違反という違法性の概念の中に包摂されつつあり、「相当の注意」の欠如は、国際違法行為又は責任帰属に該当するのであって、国家責任成立の独立の要素ではないとみられる。国連の国際法委員会（International Law Commission 以下ILCとする。）

(55) 山本 前掲書, pp.73-74.

(56) 同上, p.75.

(57) 中村「宇宙法の体系」pp.197-198.

(58) 杉原高嶺『現代国際法講義（第4版）』有斐閣, 2007, p.346.

(59) 同上.

(60) 藤田久一『国際法講義 2 人権・平和』東京大学出版会, 1994, p.241.

が作成した「違法行為に対する国家責任に関する条文⁽⁶¹⁾」(以下「国家責任条文」という。)も、基本的に客観責任主義をとり、過失の問題を、国家に具体的な義務を課す第1次規則とみなしている⁽⁶²⁾。

もっとも、ILCの分類でも、過失主義の妥当する分野がある。「特定事態の発生防止義務」違反は、国家機関が「相当の注意」を怠った場合のみ、国家責任が発生する。「相当の注意」とは、外国法益を侵害しないという一般的抽象的義務であり、その違反は、国が外国法益を侵害する事情を了知しながら又は了知すべきであった(注:波線筆者)にもかかわらず、事前の予防措置又は事後の措置をとらなかった点に求められる⁽⁶³⁾。

実定国際法上、国家機関の行為のうち、立法機関及び司法機関については、国際義務違反があれば、過失の有無を問わず国家責任が発生する。まず、立法府の国際義務違反には、国際義務の履行に必要な国内法を制定しない又は改廃しないとか、国際義務に反する国内法を制定する、といった態様がある。しかし、立法府の審議過程に手落ちがあったことを認定するのは困難であるし、もし過失を国家責任発生の要件とすれば、立法過程に過失がなかったことを理由に国際違法行為に対する責任が問われないことになってしまう⁽⁶⁴⁾。

次に、司法機関の国際義務違反は、「裁判拒否」と呼ばれている。裁判拒否とは、司法機関が外国又は外国人の訴訟を受理しない、裁判手続きが適正でない(裁判の不当な遅延等)、不当

な判決、といった作為・不作為である。しかし、これらは国内法自体の不備であり、欠陥のある制度を維持している立法機関の国際違法行為として問題とすべきであろう⁽⁶⁵⁾。

行政機関の行為が条約に違反する場合や、内閣が条約義務の履行に必要な政令を制定しない場合は、やはり過失の有無は問われず、国家が客観的な責任を負う。他方、国家の公船や航空機がその操作・操縦の誤りから外国に損害を与えた場合など、公務員の権限内の行為により損害が生じた場合には、過失の有無が問題となる⁽⁶⁶⁾。

私人の行為については、国家は、外国又は外国人に対する損害発生防止のための「相当の注意」義務を負う。先に述べたとおり、この義務の程度の認定に際して国家の過失が問題となり、この意味では、過失責任主義が妥当するといえる⁽⁶⁷⁾。

(2) 宇宙損害責任条約

他方、宇宙損害責任条約は、宇宙物体から生じる損害の賠償責任原則について、損害の態様によって、無過失責任又は過失責任を課するという二元的な構成を採用している。

打上げ国に無過失責任が課せられるのは、①地表において又は飛行中の航空機に損害を与えた場合(第2条)、及び②他の打上げ国の宇宙物体又はその乗員・財産に対して損害を与え、その結果、さらに地表の第三国又はその自然人・法人に損害与えた場合である(第4条1項(a))。

(61) 国家責任条文とは、ILCが長年にわたり検討している国家の違法行為責任に関する一般ルールを規定した条文であり、2001年、国連総会決議56/83において留意(take note)された。今後、条約化されるかどうか先行きは不透明だが、この分野に関する権威ある文書として、国際裁判や学説などにおいて採用されてきたし、これからも援用されることになろう(国際法学会 前掲書, pp.385-386)。邦訳として、松井芳郎編『ベーシック条約集2007』東信堂, 2007, pp.144-148。

(62) 藤田 前掲書, pp.241-244。

(63) 同上。

(64) 杉原 前掲書, pp.346-351。

(65) 同上。

(66) 同上。

(67) 藤田 前掲書, p.244。

宇宙物体の打上げ・作動・活動・落下と損害発生との間に因果関係が存在すれば、打上げ国の過失の有無と無関係にその賠償責任を決定する方式は、COPUOS法律小委員会の審議でも、極めて初期に承認された⁽⁶⁸⁾。なぜなら、打上げ国の過失の証明に必要な証拠は、複雑かつ技術的なだけでなく、打上げ国の機密保持のため、これを被害者の側が入手するのは困難である。また、「高度の危険性を伴う」宇宙活動は、注意義務の程度を確定するのが困難であり、そのような活動を行う国家は、たとえ最大限の注意を払っていたとしても、結果的に生じた損害に対して責任を負うのが妥当である。このような宇宙活動の特質から、宇宙物体による損害に無過失責任が導入されることとなった⁽⁶⁹⁾。

無過失責任は、被害者に重大な過失又は損害を引き起こそうという意図による作為・不作為があった場合にのみ免除される（第6条1項）。条約審議では、不可抗力（自然災害）を免責事由とする案も出されたが⁽⁷⁰⁾、多くの国が、不可抗力による損害発生の危険を負担すべきは打上げ国であると反対したため、その案は認められなかった⁽⁷¹⁾。

他方、①地表以外の宇宙物体又は宇宙物体内の人・財産に損害を与えた場合（第3条）、及び②そのような損害が原因となって、さらに地表以外の場所で第三国又はその自然人・法人に損害を与えた場合は、打上げ国は過失責任を負う（第4条1項(b)）。

この種の事故では、打上げ国と被害国たる第三国とが同様の危険を負って宇宙活動を行っている。両者は、技術的能力、外交交渉、及び賠

償請求といった点について同等の立場にあるので、ことさら被害者側に厚い保護を与える必要がなく、伝統的な過失主義を採用したのである⁽⁷²⁾。

(3) 無過失責任主義

もともと、無過失責任を採用する条約は、宇宙損害責任条約に限られない。

1960年代以降、国際法上違法でない（禁止されていない）ものであっても、「高度の危険性を伴う活動」については、いくつかの多数国間条約で事業者が無過失責任が課されている。とはいえ、それらの条約の内容は一樣でなく、責任の内容や免責事由など、細部において異なっている。また、無過失責任を採用する条約の多くは民事責任条約であり、国家に直接の責任を課す宇宙損害責任条約は、これらの中でも特異な存在と言えよう⁽⁷³⁾（表2参照）。

3 外交的保護

(1) 一般国際法上の理論

国家は、他国の違法な行為により、自国の国籍を有する私人が身体あるいは財産に損害を受けた場合、当該他国に対して適切な救済（原状回復、金銭賠償、謝罪など）を請求することができる。このような権利を外交的保護権という。具体的請求の手段として、非公式の外交上の行為又は公式の抗議ないし交渉などが挙げられる。多くの請求はこれらの方法で済まされるが、場合によっては事件を国際裁判所に提起したり、様々な形で圧力を加えたりすることもある⁽⁷⁴⁾。

(68) 山本 前掲書, p.86.

(69) Foster, *op. cit.*, pp.150-151; 中村「宇宙物体落下事故と第三者損害賠償責任制度」pp.63-64.

(70) ハンガリー案。UN Doc. A/AC.105/C.2/L.10

(71) 龍澤 前掲書, p.250.

(72) ボガート 前掲書, p.198.

(73) 宇宙条約は国家への責任集中原則を明らかにしているが、無過失原則を採用しているかどうかは疑わしい（第II章第2節参照）。

(74) ヴィルヘルム・カール・ゲック（中村沈訳）「今日の世界における外交的保護」『法学研究』慶應義塾大学法学研究会, 59巻1号, 1986.1, p.40.

表2 無過失責任を定めた条約

	民事責任型	混合責任型	国家の専属責任型
条約 ⁽⁷⁵⁾	・航空機の地表上第三者損害条約 ・油汚染損害民事責任条約	・原子力の分野における第三者責任に関する条約（パリ条約） ・原子力損害の民事責任に関する条約（ウィーン条約） ・核物質海上輸送責任条約	・宇宙損害責任条約
責任主体	事業者、運航者又は施設の所有者	船舶運航者又は事業者	国家の専属責任 (国家への責任集中の原則)
責任内容 国家の関与	無過失・有限の損害賠償責任。責任限度額の範囲内で、保険その他の金銭上の補償の設定・維持を義務付ける。 国家は損害賠償責任には関与しない。民事責任の履行に必要な国内法上の措置をとる義務を負うのみ。	無過失・有限の賠償責任。 条約所定の責任限度額のうち、その負担能力を超える部分については、その施設・事業を許可した国に引受義務。 (補充的な残余責任)	地表上の第三者又は飛行中の航空機に与えた損害に対して、打上げ国の無過失・完全の賠償責任。
免責事由	・武力衝突、内乱、不可避な自然災害。 ・第三者の故意に基づく作為・不作為。	・武力衝突、内戦、例外的な性質の重大な自然災害。 ・過失相殺について関係国が容認する場合。	被害者の重大な過失又は作為・不作為（損害を引き起こすことを意図したものに限り）による損害であることを、加害国が証明した場合のみ。

(出典) 西井正弘編『図説国際法』有斐閣, 1998, p.209を参考に、筆者作成。

国家が外交的保護権を行使するには、①国籍継続の原則、及び②国内的救済の原則という、2つの要件を充たしていなければならない。

国籍継続の原則とは、私人の権利が侵害されてから、少なくとも国家請求が提出されるまでの間、被害者が当該国家の国籍を保持していなければならないという原則である⁽⁷⁶⁾。その目的は、被害者が損害の発生後に強国の国籍に変更することによって、弱小国たる加害国に不当又は過大な請求が提起されることを防止することにある。

次に、国内的救済の原則とは、国家が外交的保護権を行使するに先立ち、被害者たる私人は加害国において利用できる全ての救済手段を尽くさなければならないという原則である。私人が外国で損害を受けた場合、損害を与えた国家自ら救済を与えるのが適当であり、それにより、私人間の問題が容易に国家間の紛争に転化するのを防ぐ効果が期待できる。

国内救済の手段は、利用可能で実効的なものに限られる。そもそも救済機関が存在しない場合や、存在しても適正手続きが確保されない場合などには、この原則は適用されない。

また、元首や外交使節など国家機関の地位にあるものが損害を受けた場合は、国家自身の損害として、直ちに国際責任を追及することができる。さらに、国内的救済の原則が適用されるのは、被害を受けた私人が自らの意思により相手国の管轄下に入った場合に限り、強制的に外国に連行された場合や不可抗力によって外国領域内にあった場合に被った損害についてはやはり、この原則は適用されない。

なお、外交的保護権は国家の権利であって、たとえ権利行使の要件が整っていたとしても、実際にそれを行使するか否かは国家の判断に委ねられる。加えて、そこで得られた賠償金を被害者に渡すことは、国際法上は義務ではない⁽⁷⁷⁾。

(75) 既に発効している条約のみを掲げた。

(76) 国籍の継続が紛争の解決の時まで必要とされるか否かについては、争いがある。

(77) 杉原 前掲書, p.355.

(2) 宇宙損害責任条約の特色

宇宙損害責任条約は、「被害者本位」の観点から⁽⁷⁸⁾、国家責任に関する一般国際法上の原則である国籍継続の原則及び国内的救済の原則を緩和した。

先述のように、一般国際法上、外交的保護権を行使するにあたって、被害者は一貫して請求国の国籍を保持していなければならない。しかし、宇宙活動により生じる損害については、国籍国のみならず、自国領域内で自然人又は法人が損害を被った国（領域国）、及び被害者の永住地国にも、請求を提起することが認められている（第8条）。この規定によって、一般国際法上は外交的保護を享受できない無国籍者も、宇宙物体により損害を被った場合には、領域国又は永住地国を通じて賠償請求することができることとなった⁽⁷⁹⁾。

宇宙損害責任条約は、請求権の行使について、これら3種の国家間で優先順位を設けた。宇宙活動により損害が生じた場合、請求権が最初に発生するのは国籍国である。国籍国が請求を行わない時は領域国が、国籍国及び領域国のいずれも請求を行わない場合又は請求を行う意思を通告しない場合には、被害者の永住地国が請求を行うことができる。

この規定上、請求の優先順位の低い国は、厳密に優先順位の高い国が請求するか否かを決定するまで待たないまでも、少なくとも、その決断に必要な合理的時間を順位の高い国に与えるため、自身の請求を十分遅らせなければならない⁽⁸⁰⁾。

条文上、優先順位の高い国が請求を行うかどうかを決定する前に、もっとも低い順位にある国が請求を提起することを妨げるものは何もない。しかし、下位の国が請求の提起を決めた後に、上位の国が請求を行うことを決めた場合、上位の国は請求を控えなければならないのか、下位の国が請求を撤回すべきなのか、あるいは両者が宇宙損害責任条約17条に従い共同で請求を提起するのか、条約は明らかにしていない⁽⁸¹⁾。この点については、下位の国の請求が合理的な期間をおいて行われた場合、請求権が下位の国に移行したとみる見解もある⁽⁸²⁾。

ところで、宇宙損害責任条約に基づく損害請求は、事前に全ての国内的な救済措置を尽くすことは、必要とされない（第11条1項）。また、加害国の国内法又は宇宙損害責任条約以外の国際取極めに基づき請求が行われている間は、当該請求につき、宇宙損害責任条約に基づき請求を行うことはできない（同2項）。では、国内法又は宇宙損害責任条約以外の国際取極に基づく請求の後に、宇宙損害責任条約に基づいて同一の請求を行うことは可能か。

Forkoschは、国内法あるいは関係国間の国際取極めに基づいて請求が行われた場合、その後宇宙損害責任条約の請求手続きを利用することはできないという⁽⁸³⁾。Van Bogaertもこれと見解を一にし、その理由として、11条の規定は、伝統的な国際法の例外を意図していること、またその目的は容易で単純な紛争解決手続きの設定にあることを挙げている⁽⁸⁴⁾。

他方、Chengによれば、国内的救済手段に訴えたが、それが国際法の水準に達していないこ

(78) Cheng, *op. cit.*, pp.100-101.

(79) 他方、国籍国、領域国、永住地国のいずれも請求権を行使しない場合の被害者救済について、宇宙損害責任条約は何も触れていない。Forkoschは、このような場合は、国連事務総長が請求を行うことを提案している。Morris D. Forkosch, *Outer Space and Legal Liability*. The Hague: Nijhoff, 1982, pp.192-193.

(80) Cheng, *op. cit.*, pp.100-101.

(81) *ibid.*

(82) 龍澤 前掲書, p.253.

(83) Forkosch, *op. cit.*, p.88.

(84) ボガート 前掲書, p.211.

とに気付いた場合は、その後宇宙損害責任条約の条件に従って国際請求を行うことが認められる。しかし、国際取極めについて同様のことは言えず、その取極めが国際法に基づく拘束的な仲裁又は司法上の決定を規定している場合、一度国際裁判にかかった請求を宇宙損害責任条約の下で再提出することはできない、としている⁽⁸⁵⁾。

以上、学者達の見解をまとめれば、他の国際取極めに基づき請求を行った後に、宇宙損害責任条約に基づく請求を行うことは認められていない点で一致している。一方、宇宙損害責任条約に規定された手続きが尽くされる前に、国内法に基づく請求を行うことが認められるかについては、肯定的見解と否定的見解がある。

おわりに

本稿のむすびに代えて、宇宙損害責任条約に残された問題としてしばしば指摘される点を挙げておきたい。

第一に、宇宙損害責任条約は、月その他の天体表面又はその大気中で生じた損害の問題に触れていない点において、宇宙条約よりも適用範囲が限定されている。つまり、宇宙条約第6条が、「月その他の天体を含む宇宙空間」における自国の活動についての国際的責任 (international responsibility) を、また第7条が、地球上、大気空間、又は「月その他の天体を含む宇宙空間」において宇宙物体により生じた損害についての国際的責任 (international liability) を、国家に課している一方、宇宙損害責任条約は、地表における損害若しくは飛行中の航空機、又は地表以外の宇宙物体若しくは宇宙体内の人

及び財産についてのみを責任の対象としている (第2条、第3条)。この結果、例えば天体上の基地のような固定施設に対して引き起こされた損害に宇宙損害責任条約が適用されるかという問題が生じる⁽⁸⁶⁾。

第二に、宇宙損害責任条約第1条(d)は、「『宇宙物体』には、宇宙物体の構成部分並びに宇宙物体の打上げ機及びその部品を含む」と規定しているが、これでは宇宙物体そのものの定義は判然としない。宇宙条約では、「地球を回る軌道に乗せる物体」(第4条)、「宇宙空間に発射された物体」(第7条、第8条)、「打ち上げられた宇宙物体」(第10条)と多様に表現され、少なくとも天体上の基地のような固定施設は「宇宙物体」に含まれないと見られている⁽⁸⁷⁾。

第三は、最大の問題と指摘される点であるが⁽⁸⁸⁾、宇宙損害責任条約は、宇宙物体により引き起こされた損害に対する賠償責任について、実体規則及び手続規則を定めているものの、それが十分に機能しているとは言い難い。なぜなら、外交交渉による解決がなされなかった場合には請求委員会が設置されるが (第14条)、同委員会は関係当事国間の合意がなければ、最終的かつ拘束力のある決定を行うことができないからである (第19条)。加えて、決定の履行を強制する手段が何も規定されていないので、最終的かつ拘束力のある決定がなされたとしても、実際の賠償は、その責任を有する打上げ国の誠意に委ねるしかない⁽⁸⁹⁾。

最後に、宇宙損害責任条約は、打上げ国と請求国の国家間関係を規律するのみで、実際の加害者と被害者個人の関係は直接規律されていない⁽⁹⁰⁾。もちろん、宇宙物体による損害の責任を国家に集中させたことにはそれなりの意義が

⁽⁸⁵⁾ Cheng, *op. cit.*, p.135. 同様の見解として、龍澤 前掲書, pp.254-255.

⁽⁸⁶⁾ Foster, *op. cit.*, p.184.

⁽⁸⁷⁾ 中村「宇宙物体落下事故と第三者損害賠償責任制度」p.637.

⁽⁸⁸⁾ Foster, *op. cit.*, p.185.

⁽⁸⁹⁾ *ibid.*

⁽⁹⁰⁾ 中村「宇宙物体落下事故と第三者損害賠償責任制度」pp.637-638.

あるが、被害者個人の利益を、全て国家の国際法上の法益に同一化したことには問題が残る。

以上のような問題点を残しながらもなお、宇宙損害責任条約は、宇宙条約第6条及び第7条を具体化した点において大きな意義を有するといえよう。国際請求手続きにおける国内的救済原則の緩和などは、少なからず有益な新制度であり、個人の保護に関する他の条約によって模

倣されうるだろう⁽⁹¹⁾。

いかによく練られた条約であっても、加盟国の誠実な遵守なくしてその効果を発揮しない⁽⁹²⁾。万一宇宙物体により損害が生じた場合には、国家が「被害者本位」の精神に基づき、条約を誠実に遵守することが望まれるのである。

(はまかわ きょうこ 外交防衛課)

(91) Cheng, *op. cit.*, pp.142-143.

(92) *ibid.*